

# 記帳と勘定科目・消費税の税区分

青色申告者は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳しますが、簡易帳簿で記帳することもできます。複式簿記で記帳すれば青色申告特別控除 65 万円の適用を受けることができます。

## 【記帳方法】

複式簿記	簡易帳簿
現金の出入りだけでなく、資産や負債の動きも同時に記録（記帳）することができるために、損益計算書（1年間の経営成績）と貸借対照表（財政状態）を作成することができます。	家計簿やこづかい帳と同じ形式で、現金取引を中心に売上、仕入、経費の動きを記録（記帳）します。複式簿記のように貸借対照表を作成することはできません。

家事関連費に該当するものは、合理的なあん分基準によって、必要経費になる部分（業務用）と必要経費にならない部分（家事用）を区分します。

勘定科目	具体例および注意事項	消費税税区分
租税公課	①個人事業税、税込経理方式による消費税・地方消費税、事業に使用している土地・建物等の固定資産税、印紙税（印紙代）、自動車税などの税金 ②青色申告会、商工会議所、商工会、商店会などの通常会費や組合費	不課税
荷造運賃	荷造費用、国内運送費（保険料部分は〔非課税〕〔不課税〕あり） 国際運賃	課税 免税
水道光熱費	上下水道料、電気料、ガス代や灯油等の購入費	課税
旅費交通費	国内の移動にかかる電車代、バス代、タクシー代、宿泊費、日当（通常に必要なと認められる部分）	課税
通信費	国内の電話料、切手・はがき代、郵送料、FAX 利用料 国際通信、国際郵便料金	課税 免税
広告宣伝費	新聞・雑誌・チラシ等の広告料金、広告用のカレンダー等の制作費、ショーウィンドウの陳列装飾のための費用 各種プリペイドカードなどの物品切手等の無償配布	課税 不課税
接待交際費	接待飲食費、祝品・果物・生花・花輪代等の慶弔費、消費税が課税される贈答品の購入費 現金で支出する祝金、見舞金、香典、餞別等の慶弔費 商品券、ビール券、プリペイドカード等の購入費用	課税 不課税 非課税
損害保険料	事業用資産の火災保険料、地震保険料等の支払保険料	非課税
修繕費	店舗、車両、機械、器具備品等の事業用資産の修繕費用	課税
消耗品費	事務用消耗品、プリンターやパソコン関係費など使用可能期間が 1 年未満か取得価額が 10 万円未満の什器備品の購入費用	課税
減価償却費	建物、機械、車両、ソフトウェア等の減価償却資産の償却費 （注）減価償却資産の購入費用は〔課税〕	不課税
福利厚生費	事業主が負担すべき従業員の健康保険料等の法定福利費 従業員の慶弔にともない現金で支給する祝金、見舞金等 慰安旅行費（事業主の実費負担額）、祝品・花輪代等の慶弔費	非課税 不課税 課税
給与賃金	給与、賞与、退職金 通勤手当（通常必要と認められる部分の金額）	不課税 課税
外注工賃	加工・修理等を外部に注文して支払った加工賃や手間賃	課税
利子割引料	事業用資金の借入金等の支払利息、受取手形の割引料	非課税
地代家賃	店舗・事務所・倉庫等の使用料、通常の駐車場代、賃借期間が 1 月未満の土地の使用料 賃借期間が 1 月以上の土地の使用料、居住用として契約する建物等の一部を事業用に使用する費用	課税 非課税
支払手数料	委託販売手数料、振込手数料等の事務手数料、弁護士、税理士等の業務報酬や顧問料 クレジット手数料、登記等の法令にもとづく行政手数料	課税 非課税
雑費	事業上の費用で他の経費にあてはまらないもの 物品購入費等対価性のあるもの 心付け、車代等対価性のないもの	課税 不課税

### 必要経費にならないもの

所得税および復興特別所得税、個人住民税、相続税、罰金・過料、国税の加算税、延滞税、過怠税、地方税の加算金、延滞金など